

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にB会社所有のC丸（以下「本船」という。）に船長として雇用された。

被災者は、平成〇年〇月〇日、D県E港からF港に向けて出港したが、同月〇日午前6時20分頃、G県沖海上で、船員により船内のトイレで倒れているところを発見され、H病院に搬送されたが死亡が確認された。同月〇日、Iにおいて司法解剖が行われ、死因は「胃潰瘍による出血の気道内血液吸引による窒息」、死亡推定時刻は「平成〇年〇月〇日午前4時頃」と診断された。

請求人は、被災者が死亡したのは、職場環境が大きく変化し、職責上船長として相当なストレスがあったことが原因であるとして、監督署長に遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、再審査請求の理由として「被災者は、初航海中の船内での死亡であり、環境の変化が大きく相当なストレスを感じていたようであり業務上の災害であることは明らか」として、被災者の死亡と業務との間に相当因果関係がある旨主張している。

(2) しかし、被災者は、船長として10年以上の経験を有し、船員としても40年ほどの経験があったこと、また他の乗組員の申述からも、被災者が船長業務について相当習熟していたことがうかがえる。

(3) 請求人は被災者のストレスとなったこととして、除雪作業に言及しているが、冬場における船の除雪は通常行われていることであり、また、作業は乗組員全員で行ったなどその他の状況を踏まえると、当該除雪作業を特別な出来事や異常な出来事と捉えることはできない。

(4) 被災者の船内業務は交替制勤務であり、長時間の労働があったとも認められない。

(5) これらの状況等を総合的に判断すると、被災者において発症前短期間及び長期間の過重業務や作業環境が胃潰瘍の発症に関与したとは考え難く、業務と死亡との間に相当因果関係が存在するとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。